

告 示

埼玉県告示第千二百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモディイイダ鶴ヶ島店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘六十五番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コモディイイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十七番十四号

有限会社増田生花店 代表取締役 増田正吉

埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘八十一

株式会社サプリアン 代表取締役 田中孝顕

東京都新宿区西新宿七丁目二十一番一号

株式会社ルック・ヒライ 代表取締役 平井勝治

北海道札幌市中央区南二条西六丁目七番地一

株式会社ブラザクリエイト 代表取締役 大島康弘

愛知県名古屋市中千種区今池四丁目一番二十九号

（変更後）株式会社コモディイイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十三番一号

有限会社増田生花店 代表取締役 増田正吉

埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘八十一

有限会社スリーフロンティア 代表取締役 岡田雅敏

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目八番十号

株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸一弥

東京都新宿区北新宿二丁目二十一番一号

ハ 変更年月日

平成二十四年九月一日外

二 届出年月日

平成二十五年八月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課